

国民健康保険税を改正

軽減基準額と賦課限度額を引き上げ

国の法改正に合わせ、本市でも国民健康保険税の改正を行いました。

◆税額の算出方法

国民健康保険税は「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」の三つに区分されます。これらは、国民健康保険加入世帯の合計所得や加入者数などから算出されます。

◆改正の概要(2点)

①軽減基準額の引き上げ

国民健康保険加入世帯の合計所得が一定額以下の場合、所得に応じて「均等割」と「平等割」

◆減免制度

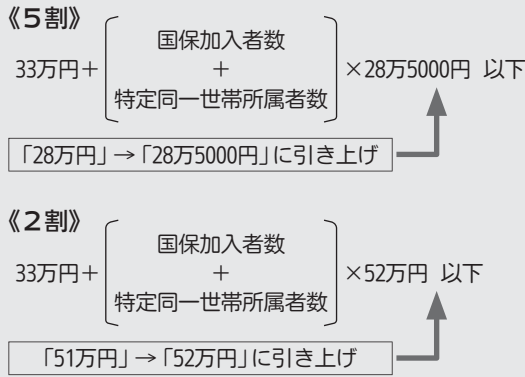
生活困窮や災害などで一定の基準に該当する場合は、国民健

②賦課限度額の引き上げ

国民健康保険税には課税の上限度額(賦課限度額)が定められています。今回の改正では、医療保険分と介護保険分の限度額をそれぞれ引き上げました(左図2)。

がそれぞれ7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回の改正では、5割と2割の軽減基準額をそれぞれ引き上げました(左図1)。

◆図1 「5割」・「2割」の基準所得の計算方法と改正内容



◆図2 基礎課税額の限度額の引き上げ

| | 【改正前】 | 【改正後】 | |
|-----------|-------|-------|---------|
| 医療保険分 | 61万円 | 63万円 | 2万円引き上げ |
| 後期高齢者支援金分 | 19万円 | 19万円 | |
| 介護保険分 | 16万円 | 17万円 | 1万円引き上げ |
| 賦課限度額 | 96万円 | 99万円 | 3万円引き上げ |

康保険税が減免されます。減免を受けるためには納付期限までに申請が必要です。左記までご相談ください。

納税通知書は6月中旬に発送します。

問 税務課市民税班 ☎73・0087

固定資産税

第1期の納期は

6月1日

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地や家屋、償却資産を所有する人に課税されます。第1期の納付期限は6月1日(月)です。納税通知書は5月中旬に発送します。

評価額の算定：固定資産の評価額は、国が定めた「固定資産評価基準」に基づいて算定します。税額の算出方法：固定資産税額は、課税標準額(固定資産の評価額を基に算定)の1・4%です。なお、課税標準額が、次の額未満の場合は課税されません。

土地…30万円 家屋…20万円 償却資産…150万円

減免制度：生活困窮や災害などで一定の基準に該当する場合は、固定資産税が減免されます。左記までご相談ください。

問 税務課資産税班 ☎73・0087

市税・保険料の納付期限

納期内の納付をお願いします

令和2年度の納付期限(口座振替日)は下表の通りです。

問 税務課納税推進室 ☎73-0087、市民課保険料班 ☎73-0086

| 固定資産税 | 市県民税 | 国民健康保険税 | 後期高齢者医療保険料 | 介護保険料 |
|-----------|----------|-----------|------------|-----------|
| 1期 6月1日 | | | | |
| | 1期 6月30日 | 1期 6月30日 | | 1期 6月30日 |
| 2期 7月31日 | | 2期 7月31日 | 1期 7月31日 | 2期 7月31日 |
| | 2期 8月31日 | 3期 8月31日 | 2期 8月31日 | 3期 8月31日 |
| 3期 9月30日 | | 4期 9月30日 | 3期 9月30日 | 4期 9月30日 |
| | 3期 11月2日 | 5期 11月2日 | 4期 11月2日 | 5期 11月2日 |
| 4期 12月28日 | | 6期 11月30日 | 5期 11月30日 | 6期 11月30日 |
| | | 7期 12月28日 | 6期 1月4日 | 7期 12月28日 |
| | 4期 2月1日 | 8期 2月1日 | 7期 2月1日 | 8期 2月1日 |
| | | 9期 3月1日 | 8期 3月1日 | 9期 3月1日 |

※新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度については、本紙19ページをご覧ください。
 ※最終納付期限後の追加課税分は随時期限となります。

軽自動車税(種別割)

納付は6月1日まで

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。今年度の納付期限は6月1日(月)で、5月中旬に納税通知書を発送します。

なお、年度途中で廃車しても1年度分が課税されます。

◆グリーン化特例

軽自動車税には、「グリーン化特例」(軽課)があります。対象となるのは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに初度検査を受けた、一定の環境性能を有する三輪および四輪の軽自動車には、「グリーン化特例」(軽課)があります。対象となるのは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに初度検査を受けた、一定の環境性能を有する三輪および四輪の軽自動車には、「グリーン化特例」(軽課)があります。

情報公開制度と個人情報保護制度

令和二元年度の実施状況の公表

情報公開制度と個人情報保護制度の令和元年度の実施状況を公表します。

情報公開制度

条例に基づき市の保有する公文書を開示する制度です。

このうち、「開示請求」とは市民から、「開示不申出」とは市民以外の人からの請求によるものを行います。

開示請求…3件(全て開示)

個人情報保護制度

市の保有する個人情報の開示などを当該本人に対して行う制度です。

開示など請求…5件(開示4件、請求拒否1件)

審査請求…0件

問 総務課庶務班 ☎73・0084

障害者保健福祉手帳のうちいずれか該当するもの ④運転免許証 ⑤印鑑 ⑥車検証 ⑦納税義務者のマイナンバーの分かる書類

減免を受けるためには毎年申請が必要

減免を受けるためには毎年申請が必要で、納税通知書が届いてから納付期限までの間に、税務課(市役所1階)で手続きしてください。

◆申請に必要なもの

次のものをご持参ください。

①納税通知書 ②減免申請書(税務課および野菜総合支所に備え付け) ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神

問 税務課市民税班

☎73・0087

競争入札参加資格審査の随時申請

「ちば電子調達システム」で受け付け

◆申請書類の提出先

本市の入札に参加するには、資格審査を経て「入札参加資格者名簿」への登録が必要です。

令和2・3年度入札参加資格の随時申請は、千葉県電子自治体共同運営協議会の「ちば電子調達システム」から受け付けています。同システムホームページから申請を行い、申請書類を下記へ提出してください。

千葉県電子自治体共同運営協議会(〒260-0855 千葉市中央区市場町1番1号千葉県庁南庁舎2階)

※本市では申請を受け付けできませんのでご注意ください。名簿登録は審査完了日の翌日以降となります。詳細は市ホームページをご覧ください。

問 財政課管財班 ☎73・0085

農作業標準賃金・標準農作業料金を決定

農作業を“お願いするとき”や“されるとき”の目安の賃金です。当事者双方でよく話し合った上で、取り決めをしてください。

◆農作業標準賃金(手作業・8時間労働)

水田作業…8,500円(1食付き) 畑作業一般…8,000円(1食付き)
畑の除草…7,400円

◆標準農作業料金

作業種別により下表の通りです。

※乾燥・調整(籾摺り)・育苗を除く作業は、オペレーターが1人の場合の料金です。補助者を依頼した場合は別途支払いとなります。

問 農業委員会事務局 ☎73-0090

◆標準農作業料金

| 作業種別 | 金額 | 備考 |
|-----------------|-------------|-------------------|
| 水田耕起(トラクター) | 5,500円/10a | |
| 水田代かき(トラクター) | 6,000円/10a | ドライバハローを使用した仕上げ料金 |
| あぜ塗り(トラクター) | 36円/1m | |
| 植え付け(田植え機) | 6,500円/10a | 苗の運搬費、苗費は含まない |
| 刈り取り(コンバイン) | 18,000円/10a | 乾燥場までの籾運搬費は含まない |
| 調整(籾摺り) | 640円/1俵 | |
| 乾燥・調整(籾摺り) | 2,500円/1俵 | |
| 刈り取り・乾燥・調整(籾摺り) | 36,000円/10a | 悪条件の場合は加算あり |
| 育苗(植え付け可能苗) | 750円/1箱 | |
| 肥料散布(ブロードキャスター) | 1,300円/10a | 散布のみ |
| 畑耕起(トラクター) | 5,500円/10a | |